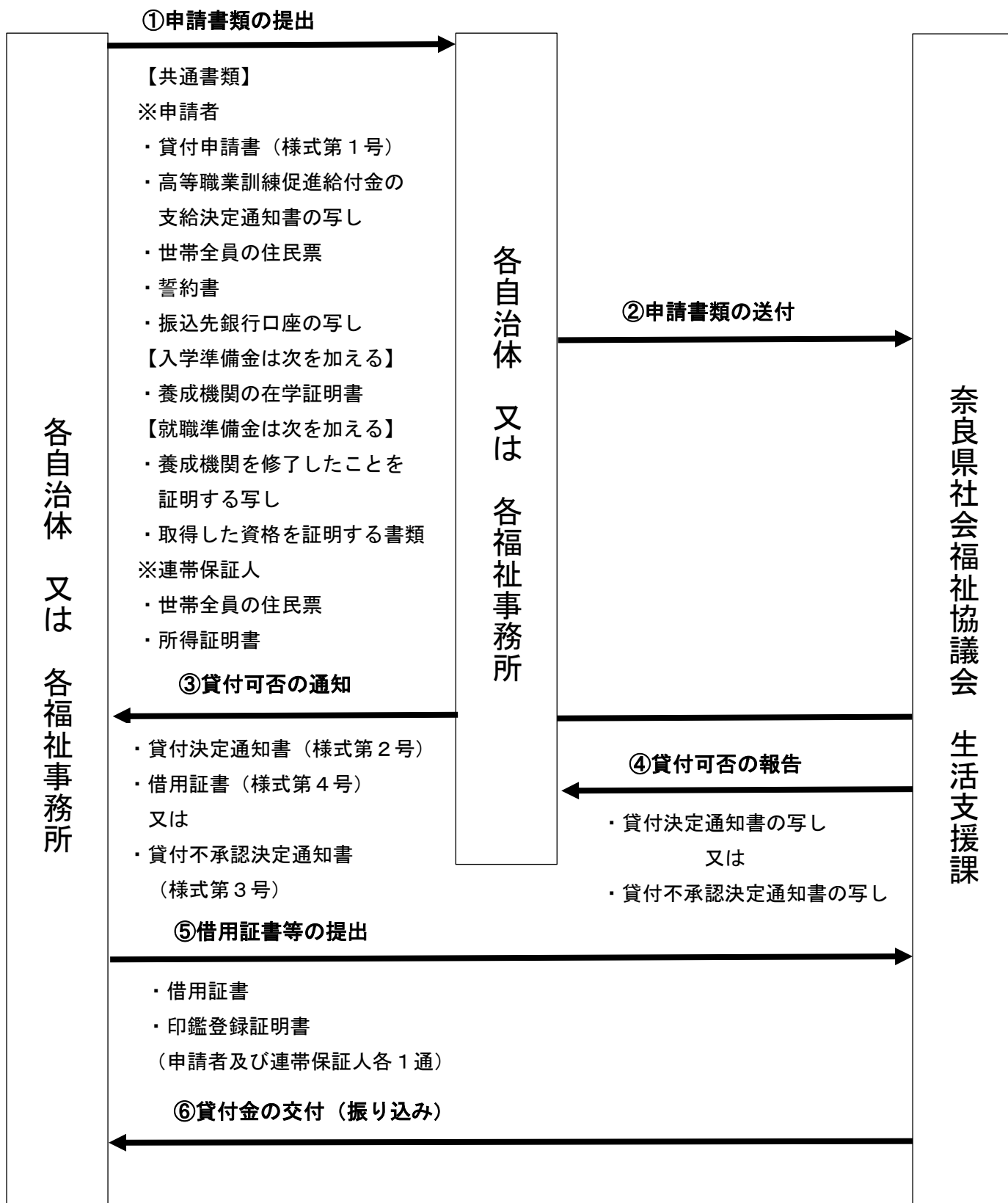

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付 各種手続きに関する手引き



- 本手引きは、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付を受けた後、奈良県内で取得した資格が必要な業務に5年間の従事を経て、「返還免除」となるまでの間に必要な各種手続きについてまとめたものです。
- 本手続きに沿って、返還免除になるまで各種手続きを行ってください。
- 必要な手続きがなされないと、「返還」の対象になってしまうことでもありますのでご注意ください。
- ※本手引きは、返還免除（または、返還完了）となるまで、借用証書（写）とともに大切に保管してください。

社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会

奈良県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付
申請から交付までの流れ





貸付（資金交付）後の基本的な手続き

入学準備金を借り受けている場合【在学中】

入学準備金を貸付（資金交付）後、養成機関に在学中の手続きは次のとおりです。

状況	手続きの内容	提出書類	提出時期
在学中	在学確認	在学証明書	毎年度 4・8・12月

養成機関修了後の手続き

返還猶予申請	卒業（修了）報告 資格取得報告 就職の届出 返還猶予申請	養成機関修了の写し 資格登録証の写し 業務従事届 （様式第 8 号） 返還猶予申請書 （様式第 11 号）	就職した日から 1 ヶ月以内
--------	---------------------------------------	--	-------------------

※養成機関を修了後、取得した資格が必要な業務に従事していない場合、1年以内に奈良県内で当該業務に従事した時点で、「業務従事届」及び「返還猶予申請書」を提出してください。県外で従事された場合は、返還になります。

指定業務に従事中	就業確認	従事期間証明書 （様式第 10 号）	毎年度 4 月
----------	------	-----------------------	---------

継続従事 5 年間	返還免除申請	返還免除申請書 （様式第 7 号） 従事期間証明書 （様式第 10 号）	指定業務従事期間が 5 年に達した日より 1 ヶ月以内
--------------	--------	---	-----------------------------------

本会が返還免除に該当すると判断したとき、**返還免除**となります。



このような時は？

.....

【住所・氏名が変わったとき】

記載事項変更届（様式第5号）

借受人及び連帯保証人の住所、氏名、電話番号等連絡先に変更があった場合は、必ず速やかに届出てください。

【休学・留年・停学のとき】

記載事項変更届（様式第5号）

【退学したとき】

契約解除届（様式第6号）

契約解除届により契約解除の申し出が必要です。

【勤務先が変わったとき】

業務従事変更届（様式第9号）

旧従事先より…従事期間証明書（様式第10号）

新従事先より…業務従事届（様式第8号）

※それぞれの手続きには添付書類が必要です。上記の状況に該当した場合は、ご連絡ください。



このような場合は返還となります

.....

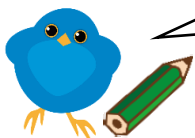
○高等職業訓練促進給付金を受給しなくなった場合

○退学したとき

○資格取得する意思がない場合

○資格取得しても指定業務に従事する意思がない場合

○資格取得後、1年以内に奈良県内で指定業務に従事しなかった場合



各様式は、ホームページに掲載しておりますので、ダウンロードし、ご使用ください。

問い合わせ先

社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会 生活支援課

〒634-0061

奈良県橿原市大久保町320-11

TEL : 0744-29-0100

FAX : 0744-29-0101



平成31年3月